

# 一般社団法人 日本民間放送連盟 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本民間放送連盟（略称 民放連）と称し、英語では THE JAPAN COMMERCIAL BROADCASTERS ASSOCIATION（略称 JBA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放送倫理水準の向上をはかり、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、会員共通の問題を処理し、あわせて相互の親ぼくと融和をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放送倫理の確立とその高揚
- (2) 会員相互の連絡と共通問題の処理
- (3) 会員の適切なガバナンスの確保に資する事業
- (4) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究
- (5) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡
- (6) テレビジョン中継回線の運用に関する業務
- (7) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務
- (8) 放送事業に関する啓もう及び宣伝
- (9) 機関紙及び資料の発行
- (10) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業
- (11) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業

2 前各号の事業は日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員

基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。以下同じ。）のうち、この法人の事業に賛同して入会した者であって、準会員でない者（当該者の分割等後の法人を含む。）

(2) 準会員

基幹放送事業者のうち、この法人の事業に賛同して放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行以降に入会した者（次項の場合を除く。）

- 2 準会員は入会后5年を経たから、理事会の議を経て正会員となることができる。
- 3 第1項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となるには、所定の手続により、入会の申し込みをなし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員は、その事業者を代表する者（以下、「代表者」という。）1名を定めて、この法人に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び毎月の会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費に関する細則は、別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 放送倫理、民間放送事業等に関して、民間放送全体に対する信頼等を著しく毀損したと認めるとき。
- (4) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員がその事業を廃止したときに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(会員の処分)

第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送全体に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。

- 2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。
- 3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。

## 第4章 総会

### (構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月または6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長が議長となる。
- 3 会長及び副会長ともに事故あるときは、出席者の互選によって議長を定める。

### (議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 この法人の総会には、正会員であって第6条第2項により届け出られた者が出席しなければならない。
- 3 前項の届け出られた者の出席が不可能の場合は、代理出席を認めるが、この場合は、書面によって代理出席を委任されたことを申し出なければならない。
- 4 正会員は、他の正会員に書面をもって議決権を委任して議事に参加し、その議決権を

行使することができる。

(書面による議決権行使)

第18条 理事会は、総会の開催にあたり、総会に出席しない正会員が書面による議決権を行使することができることを定めることができる。

2 前項の規定により、書面による議決権を行使した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、総会に出席している議場の正会員に、理事又は監事を選任について一括で決議することを諮り、異議がない場合には、一括で決議することができる。

5 理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会で選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 36名以上42名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち10名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事および常務理事を

もって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の代表者から選任する。

- 2 前項の規定に関わらず、理事は4名、監事は1名を限度として、正会員の代表者以外から選出することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は常勤とし、会長を補佐して、この法人の業務を分担し、執行する。
- 5 常務理事は常勤とし、専務理事の職務を補佐して、この法人の業務を分担し、執行する。
- 6 会長、専務理事および常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (代表理事の職務代行者の選定)

第24条 理事会は、理事の中から、代表理事たる会長の職務代行者を選定することができる。

- 2 前項の職務代行者は、順位をつけ最大2名まで選定することができる。
- 3 第1項の職務代行者は、会長に事故あるときは、その職務を代行する。ただし、第16条第2項、第3項ならびに、第33条第2項の場合を除く。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事、常務理事及び会員以外から選出した監事1名に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長に対しては、退任に際し、総会の決議により、総会において別に定める功労金の支給の基準に従って算定した額を功労金として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第30条 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事及び監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

2 前項の責任の限度額は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第7章 会議

(会員協議会)

第37条 この法人の運営に関する基本事項を報告、意見交換するため、この法人に任意の機関として、会員協議会を設ける。  
2 会員協議会は、会長が招集し、1年に3回以上開くものとする。

(専門委員会)

第38条 この法人に任意の機関として、専門委員会を置く。  
2 専門委員会は、理事会の委嘱した事項について調査研究する。  
3 前項の調査研究の結果は、理事会に報告しなければならない。

(専門委員会の構成)

第39条 専門委員会の委員長は、原則として会長が理事のうちから委嘱する。  
2 専門委員会は委員長が招集する。  
3 専門委員会の委員は、会長が理事及び会員である事業者の役職員のうちから委嘱する。ただし、必要に応じ会員以外の専門家に委嘱することができる。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日

までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、

法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は井上弘、業務執行理事（専務理事）は木村信哉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

- 1 2020年度は、第37条第2項の規定にかかわらず、会員協議会の開催に代えて、書面により報告し、書面により意見を聴取することができるものとする。

2012年	4月	1日	制定
2017年	3月	16日	改正
2018年	6月	8日	改正
2020年	6月	12日	改正
2025年	12月	18日	改正